株式会社グローセンパートナー 執行役員・ディレクター 吉岡利之

人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れていない人には聞き慣れないような専門用語や、概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえておきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

第11回 「働き方改革」

第12回 「昇給とベースアップ」

第13回 「健康経営」

第14回 「目標管理制度」

第15 🛛 「ジョブ・カード」

第16回 「役員」

第17回 「時間外労働」

第18回 「休日・休暇」

第19回 「就業規則」

第20回 「ワークシェアリング」

第11回

「働き方改革」

経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れてい 人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、 ない人には聞き慣れないような専門用語や、概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連 載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、 ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえて おきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

働き方改革の背景

働き方改革とは、

えた方がよさそうです。 めの通称「働き方改革関連法案」が2018年 016 (平成28) 年9月の「働き方改革実現会 る向きもありますが、法律施行から2年近く経 ます。内閣が変わってトーンダウンとしたとみ ていましたが、最近は落ち着きをみせつつあり 用語はマスメディアなどを通して日々発信され 行されています。この期間、働き方改革という 6月に成立、2019年4月1日以降、順次施 議」を皮切りに議論が重ねられ、 前内閣が強く推進していた施策の一つです。2 働き方改革は、 具体的な実行段階に入っているからととら 成長戦略の一環として、安倍 実行に移すた

6月号)でも取り上げましたが、国立社会保障· かわっています。 化にともなう生産年齢人口の減少」が大きくか なったのでしょうか。この背景には「少子高齢 人口問題研究所「日本の将来推計人口」による さて、なぜ働き方改革が推進されるように 本連載の第1回(2020年

①労働時間の制限

まらない幅広い内容を含んでいます。 た働き方全般を見直すもので、 今回は「働き方改革」について取り上げます。 日本人があたり前と思ってい 人事領域にとど うことで人手不足の解消につなげ、無駄や負担 むずかしかった方にも生産活動に参画してもら 況を打破するために、従来の働き方では就労が 働生産性の国際比較2020」)。 このような状 例えば、日本の一人あたり労働生産性はOEC をピークに減少し続け、今後も減少傾向が続く の年齢層をさす「生産年齢人口」は1995年 を軽減することで生産性を上げていくのが働き D加盟国37か国中26位です(日本生産性本部「労 または労働1時間あたりで生み出す成果を示す と推定されています。また、労働者一人あたり、 「労働生産性」が日本は低いといわれています。 生産活動の中心をになう15歳以上65歳未満

働き方改革に関する 人事面での取組み

方改革の大きな目的となります。

でに本連載で取り上げた内容もかかわってきま すが、おさらいの意味も含めて触れていきます。 **多様化**」の三つの観点で整理していきます。 働時間の制限」、 ここからは人事面での取組みについて、 「雇用の多様化」、「就業場所の

労働がかなり問題になっていました。働き過ぎ による過労死や健康への悪影響、また長時間労 日本のこれまでの労働実態のなかで、

り、企業に対して主に次のような対応が求めら 働をしにくい人材の就労機会の低下などです。 れるようになりました。 これらの解決策として、働き方改革関連法によ

- 時間外労働上限規制…月45時間、 間を原則とする。 年360時
- 性向上に向けた対応も必要になってきます。 ります。これらは労働時間の制限につながるも 業務プロセス見直しやIT化の推進など、生産 のであり、実現するには無駄を排除するための 勤務終了後に一定時間以上の休息時間を設ける **勤務間インターバルの努力義務化**」などがあ 年次有給休暇の取得…10日以上の年次有給休 このほか、「労働時間状況の把握義務化」や、 暇が付与される労働者に対し取得時季を指定 しての5日間の有給休暇付与を義務とする。

②雇用の多様化

規社員・非正規社員の不合理な待遇差の格差の 増やすための取組みです。本連載で解説した高 タイマー従業員などの一層の参画・活躍をより 是正といった「**同一労働・同一賃金**」もパート す。また「**最低賃金**」の引上げや、いわゆる正 齢者の「**雇用延長**」や「**限定社員**」が該当しま 認識よりも幅広く労働者を定義し、就業機会を 正社員が雇用形態の基本といったような従来の 働くのは65歳までという年齢や、フルタイム

うながす意味で、この取組みに含まれます。 まだ本連載で触れていない施策としては、「副

どのクリアすべき課題は多くあるのですが、一 思があるかぎり働くための一つの有効な手段に 事することです。厚生労働省が2018年に公 **業・兼業**」の推進が挙げられます。副業・兼業 なるのではないかと筆者は考えています。 持つことは、人生100年時代において働く意 つの会社・業務にとどまらず、複数の選択肢を ます。労働時間管理や健康管理面、機密保持な ら、解禁を実施・検討している企業は増えてい 優秀な人材の確保などメリットがあることか 兼業を通した従業員のスキル習得、収入の安定、 業を禁止する会社がほとんどでしたが、副業・ る自営業主などさまざまです。従来は副業・兼 員、パート・アルバイト、会社役員、起業によ 表した「副業・兼業の促進に関するガイドライ とは、主となる業務以外に収入を得る業務に従 ン」にあるように、副業・兼業の形態は、正社

③就業場所の多様化

が、 **ク**」です。在宅勤務のような使われ方もします 化です。それを実現するための手段が「テレワー な場所で働くようにできるのが就業場所の多様 はなく、業務内容や生活スタイルに応じて最適 決められた一つの事業所に出社して働くので 一般社団法人日本テレワーク協会によると

> 観点から一気に導入が進みました。 20年以降の新型コロナウイルス感染症対策の りません。労働時間管理のむずかしさや、コミュ 普及はむずかしいといわれていましたが、20 ニケーション面、情報セキュリティの観点から を合わせた造語ですので、場所は自宅とはかぎ 「TELE=離れた所」と「WORK=働く」

担になることが多かったのですが、実際に赴任 出せばよいという意識の改革にもつながり、 本人の働いている姿を実際に見ることができな 評価軸も変わってきており、管理者や評価者が 地に行かなくてもIT機器やノウハウを応用し 身赴任など会社の人事異動が家族を巻き込み負 なることから、子育てや介護など家庭の事情が 流れともいえます。 き方改革が目ざしている生産性向上に直結する うになってきています。これは効率的に成果を いため、高い成果やアウトプットを重視するよ した。テレワークの普及により従業員に求める て業務を行うことが可能なケースが増えてきま ある方の就業を可能とします。また、転勤や単 通勤時間が短縮され、自宅で働くことも可能に 働き方改革の文脈からテレワークをみると、

上げる予定です。 次回は「昇給とベースアップ」について取り

朱式会社グローセンパートナー 執行役員・ディレクター 吉岡利之

第12回

「昇給とベースアップ」

人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れていない人には聞き慣れないような専門用語や、概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえておきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

1 昇給

同に実施している会社や、数年に一度しか実施に給与が上がることをさします。「定期昇給」という形で耳にすることが多いかもしれません。略して「定昇」と呼び、この場合は毎年給与が上がることをさします。「定期昇給」で4月給与分から昇給を実施していますが、10で4月給与分から昇給を実施しています。「定期昇給」は、定められた条件に該当する場合

語、といってもよいくらいの用語といえます。の動向が伝えられるなど、人事的には春の'季り上げます。4月分から給与が上がる会社が多り上げます。4月分から給与が上がる会社が多り回は、「昇給とベースアップ」について取

昇給とベースアップの違い

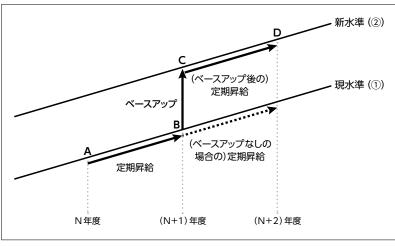
給与を上げることを一般的に「**賃上げ**」と呼 でます。これは、給与に該当する呼び名である で使われることがありますが、目的も方法も異 て使われることがありますが、目的も方法も異 なるものですので、違いを明確にしながら解説 はるものですので、違いを明確にしながら解説 したいと思います。

続年数であっても、 功を薄めようとする会社は個々人の能力の伸び これらの方法を採用することは、給与の年功的 ば、同額の昇給をすることになります。しかし、 いえます。 秀な人材の意欲の向上を主な目的とした昇給と 高い人と低い人にばらつくことになります。 に切り替えています。この場合、同じ年齢・勤 給や評価結果によって基本給を増減させる方法 に応じて昇給額を設定する「**能力給**」による昇 な上昇につながることになります。そこで、年 **続給**」による昇給を実施している会社が主流で 1年上がるごとに給与を上げる「**年齢給**」や「**勤** に対する動機づけを目的に、年齢や勤続年数が かつては、年齢に応じた生活の支援や長期勤続 した。この場合は、同じ年齢・勤続年数であれ 能力や評価によって昇給が

②ベースアップ

いる「**給与テーブル**」全体に2000円加算しいる「**給与テーブル**」全体に2000円加算しために**図表**を見てください。現水準(①)があために**図表**を見てください。現水準(①)があために**図表**を見てください。現水準(①)があた場合には、人事制度上で給与支給額を定めて「ベースアップ」は、社員の給与水準全体を

図表 昇給とベースアップ



出典:筆者作成

れているのが近年の特徴ともいえます。 なかでも給与水準全体の引き上げにつながるべなかでも給与水準全体の引き上げにつながるべなかでも給与水準全体の引き上げにつながるべなかでも給与水準全体の引き上げにつながるべれているのが近年の特徴ともいえます。

昇給とベースアップに関する動向

ます。先述の経団連の調査によると、2019ここからは、直近の動向について触れていき

これは新型コロナウイルス感染症流行拡大によ 83%、ベア0・17%、また昇給・ベアともに実 げ率は月例給与全体で2·00%、内訳は昇給1· 向にあるといえるでしょう。 的にも続くベアは、 電機業界では要求金額を昨年より引き下げ、 部メーカーの組合からのベア要求が見送られ、 ろっていないのですが、2020年同様に厳し 賃上げについては、 施している会社は3・2%にとどまっています。 は全体的に抑制された結果となりました。賃上 な傾向にあります。 のぼります。2014~2018年も同じよう 給・ベアともに実施している会社は6・0%に は昇給1・9%、ベア0・37%でした。 年の賃上げ率は月例給与全体で2・31%、 雇用維持を優先しています。 気低迷が直撃している業界ではベア要求よりも い状況が想定されています。自動車業界では一 合と経営側が交渉している春闘の結果が出そ る、経済状況を反映した結果といわれています。 本稿執筆時点では、2021(令和3)年の 景気の動向を受けやすい傾 従業員の代表である労働組 しかしながら、2020年 人件費負担が将来 また昇 内訳

で成長戦略の一環として賃上げが位置づけられ、年までは10%未満でした。しかし、安倍前内閣ともに実施している会社は2013(平成25)プ実施状況調査結果」によると、昇給・ベアを

のライン上でA地点からB地点に移動するもの

が永続する点にあります。

昇給が現水準

1

された新水準から上がることになるため、

翌年以降に賃上げがある場合でも、

底上げ

効果

らない状況が続きました。日本経済団体連合会

(経団連) が毎年発表している 「昇給・ベースアッ

降のバブル経済の崩壊にともない、

物価が上が

るためのものでした。ところが、1990年代以

であることに対して、ベア後の昇給は新水準

《②》のC地点からD地点への移動となります。

ができあがります。

ベアの特徴として大きいの

支給額も2000円底上げされた新水準

2

00円増額します。このことにより、制度上もます。そして、社員全員の実際の支給額も20

☆

げる予定です。 しました。次回は「**健康経営**」について取り上 今回は「昇給とベースアップ」について解説

株式会社グローセンパートナー 執行役員・ディレクター 吉岡利之

第13回

「健康経営」

人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れていない人には聞き慣れないような専門用語や、概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえておきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

いきたいと思います。本連載で何度か触れてい次に、健康経営を推進する背景についてみて

にはぜひ知っていただきたい用語です。やすさや人材の活躍にもかかわり、人事担当者問を持たれるかもしれませんが、従業員の働き文字をみただけでは、これが人事用語なのか疑文回は「健康経営」について取り上げます。

健康経営とはなにか

生産性の向上につながり、業績や企業価値の向 略的に実践すること」と記載されています。そ 考えの下、 康経営ブーム」と呼ばれる現象もありました。 念のもと、 向上を支援する取組みが企業の成長をうなが 上が期待されるとあります。従業員の健康維持・ 投資ととらえ、その投資が従業員の活力向上や して健康経営の推進のための具体的な取組みを 康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組み ルスケア産業課の います。 (2020 (令和2) 年) という資料には まずは、 将来的に収益性等を高める投資であるとの 結果として経済成長にもつながるという理 健康経営の推進役である経済産業省へ 健康管理を経営的視点から考え、 官民あげての推進事業となり、 健康経営の定義から確認したいと思 『健康経営の推進について』 一 健 健 戦

> 健康経営の推進の背景にあるといえます。 せん。度重なると業務の生産性や人件費コスト 率の低下、休職や退職となる事例が後を絶ちま 業員が肉体的・精神的な健康を損ない、業務効 や職場内でのハラスメントの発生などにより従 ています。また働き方については、長時間労働 企業としても社会としても効果的な状況になっ 年労働者のみに焦点をあてるのではなく、年齢 労働力人口の減少が止められない現在では、 増大期には高齢者は一定年齢で引退し、若年層 きなものは労働力人口の減少です。若年人口の ています。少子高齢化による経済的な影響の大 る 「**少子高齢化**] と 「**働き方**」 にも大きくかかわっ しての生産性の向上ととらえられていることが たらされる従業員一人ひとりの活躍と、結果と 策の一つが、従業員の健康の維持・向上からも すことになります。これらの課題の有効な解決 といった経営的な指標に直接的な悪影響を及ぼ に関係なく就業できる環境を整備したほうが、 を労働者として取り入れればこと足りました。

健康経営の推進・取組み状況

しょう。 したが、各々の取組み状況についてみていきまさて、先ほど官民あげての推進事業と書きま

①行政としての取組み

法人部門は「ブライト500」として認定して 戦略的に取り組んでいる法人として認定してい く メリットがあります。 を使用して広報活動ができるなど、法人側にも 定法人名が公表され、認定された証であるロゴ います。健康経営優良法人に認定されると、認 規模法人部門は「ホワイト500」、中小規模 ます。なかでも、上位500位に入る法人を大 定められている認定要件を満たした企業に対し **度**」でしょう。大規模法人と中小規模法人別に もっとも有名なのは「健康経営優良法人認定制 やすい環境を整えることに力を入れています。 することで事例をつくり、健康経営に取り組み 優良な健康経営に取り組んでいる法人を表彰 従業員の健康管理を経営的な視点で考え

健康経営銘柄は29業種48法人となっています。 は康経営の取組みを促進することを目的としていた、魅力のある企業として紹介することで健康経営に優れた企業を選定した「健康経営路に対して、魅力のある企業として紹介することで健康経営の取組みを促進することを目的としています。認定状況は、2021年の大規模法人は1801法人、中小規模法人は7934法人、中小規模法人は7934法人、非常企業のなかから、また、東京証券取引所の上場企業のなかから、また、東京証券取引所の上場企業のなかから、また、東京証券取引所の上場企業のなかから、また、東京証券取引所の上場企業のなかから、また、東京証券取引所の上場企業のはから、

②企業としての取組み

会業としての取組み状況については、まだ十分ではない状況です。少しさかのぼりますが、東京商工会議所が2019(平成3)年に発表した「健康経営に関する実態調査 調査結果」によると、健康経営の内容を知っている企業がによると、健康経営の内容を知っている企業がの一定数いると想定されます。一般的にも、健康診断の受診率向上や禁煙の推進くらいしか思いつかないという声も聞こえてきます。

体的な取組み事例については、『健康経営ハンはのないに対して参考になるのが、一つは健康経営のような取り組むべきかにブレイクダウンされており、「は、「法令遵守・リスクマネジメント(自主や。自社の取組みの実態把握のためのチェックリストとして活用することができます。より具めいのででは、「経営理念(経営者の自営のはいてきかにブレイクダウンされており、「評価・営の自社の取組みの実態把握のためのチェックリストとして活用することができます。より具体的な取組み事例については、『健康経営のよりに対して参考になるのが、一つは健康経営のない。

促進するために有効と考えられます。 (経済産業省・東京商工会に対している健康経営への取組みを実際におり、わかりやすいと思います。また、地域ごとに行われている健康経営へのインセンティブや取組み内容、効果とともに写真も掲載されてや取組み内容、効果とともに写真も掲載されている。これらの認定や表彰などを目標におくいます。これらの認定や表彰などを目標におくいます。これらの認定や表彰などを目標におくいます。これらの認定や表彰などを目標におくいます。

高齢者雇用の観点からも、健康経営は重要ないました。個人差はありますが、6歳を超えてりました。個人差はありますが、6歳を超えてりました。個人差はありますが、6歳を超えてりました。個人差はありますが、6歳を超えての説業機会確保が企業の努力義務とない。またはの前、全人により就業に支障をきたい、または健康経営を担えてあってが、雇用延長制度を成功させるポイントることが、雇用延長制度を成功させるポイントることが、雇用延長制度を成功させるポイントることが、雇用延長制度を成功させるポイントることが、雇用延長制度を成功させるポイントることが、雇用延長制度を成功させるポイントることが、雇用延長制度を成功させるポイントることが、雇用延長制度を成功させるポイントを推進し、年齢に関係なく活躍できる支援をすることが、雇用延長制度を成功させるポイントを推進し、年齢に関係なく活躍できる支援を対している。

\triangle

定です。 次回は「**目標管理制度**」について取り上げる予次回は「**目標管理制度**」について取り上げる予今回は「健康経営」について解説しました。

株式会社グロ

第14回

「目標管理制度」

年代といわれ、労務行政研究所の調査でも企業

への導入率は1991 (平成3) 年には約30%

こともあります。

日本に広まったのは1990

人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れてい ない人には聞き慣れないような専門用語や、概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連 載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえて おきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

ています。 果」という評価軸を取り入れ、成果を測定する 評価や給与・賞与にメリハリをつけるために「成 だったのが、2001年には約60%へと急増し 人件費の抑制を図るために硬直化した人事 バブル経済崩壊の時期と重なってお

ます。 ついて解説していきます。 語の確認から、 でに定着している制度といえます。 いるといわれ(「人事労務諸制度の実施状況」 般財団法人労務行政研究所 今回は、 目標管理制度は約8割の企業が導入して 「目標管理制度」について取り上げ 運用上の課題やポイントなどに 平成30年)、す 本稿では用

目標管理とPDCA

に向けて実行や進捗を管理していく「マネジメ 目標管理制度とは、 目標を設定し、 その達成

とあるため、日本でも略して「MBO」と呼ぶ ます。原文では Management by objectives われ、半世紀以上の長い歴史のある手法といえ 著書『現代の経営』で提唱したのが始まりとい ある**ピーター・F・ドラッカー**が1950年代に **ント手法**」のことです。アメリカの経営学者で

目標管理の評価シート展開例 図表

ためのツールとして目標管理制度が取り入れら

入され、継続的な業務改善を進める「PDCA」	の手法です。企業の場合は業績向上を目的に導	関連していますが、本来はマネジメントのため	このように目標管理制度は 評価制度 と密接に	れたという背景があります(図表)。
------------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------------------	-------------------

PLAN(計画):組織の目標を達成するために、

サイクルに連動させる運用が一般的です。

連成基準 (どのレベルまで)	期初に記入			期末に記入				
(いつまでに) (どのように) 達成基準に 対する取組み内容 評価	日梅百日 法出甘淮		達成方策		達成状況		本	— —
②月1回 の施策を企画するための 「養成本102% 「養成が第について] 「全成が第について] 「全成が第について] 「全成が第について] 「全成が第について」 「会がはところ、悪いところをまとめた。 などについて調査する。			(いつまでに)	(どのように)				鈴
	標う算の	**円	②月1回 ③×月まで	の施策を企画するための情報収集をする。 「同業他店舗をめぐり、陳列 や販売促進ツール、接客 などについて調査する。 ・販売業について取り上げられている雑誌や本・記 の取組み事例を調べる。 自社商品に関する正しい 知識やアピールポイント を共有ダンバーとともに 実施する。	**円(達成率102 【達成方策について ①A社・B社・C社 よいところ、悪い 雑誌や本・記事の 役立ちそうだった した。 ②①で整理した内容 勉強会を実施した、勉強会で共有 善については、実 適宜メンバーに、実	:】 の店舗を回り特徴や ところをまとめた。 D取組み事例につい が掲載されており のでポイントを整理 等も含めて、月に1回 . 原見交換した。まし した接客に関するなり 行できていなければ	3	3

・目標 ・目ざすレベル ・達成に向けたプロセス

出典:筆者作成

CHECK · ACTION ・取組みの振り返り ・改善事項

評価結果

DO (実行):設定した目標の達成に向けて実 行に移します。 社員一人ひとりがになう役割や目標を設定します。

CHECK(確認):計画通りに進んだか、目

標を達成したかを確認します。

ACT-ON (検証):計画や実行での課題や たは半年で管理している企業が多くみられます。 度開始から決算期までの期間に合わせて1年ま 改善点を洗い出し、次の計画に反映します。 計画から検証までのサイクルは、企業の事業年

目標管理の運用はむずかしい

てみていきたいと思います。 す。ここからは筆者がコンサルティングの現場 で聞くことの多い課題と改善のポイントについ る目標管理制度ですが、課題があるのも事実で 長い年月を経て、多くの企業で運用されてい

課題①:何を目標に立てればよいかわからない

担を行い、部下一人ひとりにしっかり伝えるこ 明確でないことに起因しています。この場合は、 とが改善につながります。 組織目標の達成に向けて必要な役割や成果の分 イメージできるレベルにまで具体化し、上司が 所属組織の目標を社員が見て何をすればよいか 企業や所属組織の目標や一人ひとりの役割が

課題②:社員が立てる目標のレベルが低い

映とするなど達成度の評価結果への反映度を薄 めることが改善につながります。 く取組み内容も含めて評価し、参考としての反 方のないことです。この場合は、結果だけでな という心理的なバイアスが社員にかかるのは仕 確にしすぎると、達成しやすい目標を立てよう 標の達成度を賞与支給額に直接反映するなど明 いる点にどうしても矛盾が生じます。例えば目 せようとしている一方で、人事評価に活用して 企業側は業績向上のために高い目標を掲げさ

課題③:何年も運用しているが形骸化している

ポイントとなります。 進捗確認やアドバイスをくり返していくことが ションを増やし、目標の達成を支援するように す。この場合は、上司が部下とのコミュニケー 次の目標につなげることをしていないケースで の進捗の確認を行っていない、改善検証をして 必要です。二つ目は計画を一生懸命立てるもの 反映できるように人事評価制度を見直すことが わかる取組み内容や目標の達成度を評価結果に ネジメント上で重要となりますので、ここから す。この場合は、現場のツールの方が日々のマ せている目標管理制度が分離しているケースで 使っているマネジメントツールと評価に反映さ 二つの要因が考えられます。一つ目は現場で

高齢者雇用と目標管理制度

となると筆者は考えています。 の働きができるのかなど懸念の声も聞かれます が、従来通りだけでなく個別の役割を、企業と 齢者の就業人口が多くなるのに際して従来通り の向上にもつなげることができます。今後、高 改定における参考とすることでモチベーション ることが重要です。ここが明確でないと、周囲 験が異なるなかで、 引き出すためには、本人の働き方やスキル、 いに設定していくという取組みが解決策の一つ 本人でしっかりコミュニケーションし、ていね たいことを目標に取り入れ、契約更改時の給与 す。また、本人の活かせそうな得意分野ややり 意欲の低下につながったりすることもありま の期待と本人の行動にギャップが生じたり貢献 な役割や成果を期待するかを個別に明確に伝え ます。特に定年後の継続再雇用における活躍を すが、高齢者雇用との親和性は高いと考えられ 運用面の課題が多い目標管理制度ではありま 雇用契約期間中にどのよう

る予定です。 た。次回は「**ジョブカード**」について取り上げ 今回は「目標管理制度」について解説しまし

株式会社グローセンパートナー 執行役員・ディレクター 吉岡利之

第15回

「ジョブ・カード」

人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れていない人には聞き慣れないような専門用語や、概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえておきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

ジョブ・カードの目的と活用

げる戦略や雇用政策とのかかわりが深く、普及・

促進にかなりの力が入れられている制度です。

ないという方もいるかと思いますが、政府の掲

す。

名称を聞いたことがない、

内容をよく知ら

今回は、

ジョブ・カードについて取り上げま

られています。そこではジョブ・カードについ える化することを目的としています。まとめる 経験などの情報を蓄積することで職業能力を見 ことの支援をする、後者は学習・訓練歴や職務 みや志向を棚卸しすることでキャリアを考える 営している「ジョブ・カード制度 他者に証明するための支援ツールといえます。 と、ジョブ・カードとは、キャリアを自身で考え 定義されています。 及び『職業能力の証明』の機能を担うツール」と に概要・活用法から活用支援ツールまでまとめ ジョブ・カードについては、厚生労働省が運 「『生涯を通じたキャリア・プランニング』 前者は自身の職業経験 総合サイト」 強

証明(学習歴・訓練歴)・職業能力証明(訓練経歴・職業能力証明(免許・資格)・職業能力された様式(カード)に自身の情報を記入・蓄された様式(カード)に自身の情報を記入・蓄

成果・実務成果)・職務経歴書(ジョブ・カー成果・実務成果)・職務経歴書(ジョブ・カーが採用したい経験やスキルなどを有しているかが採用したい経験やスキルなどを有しています。が採用したい経験やスキルなどを有しています。

企業にもジョブ・カードの導入が推奨されて います。在職者に対しても自身の経歴やスキル います。在職者に対しても自身の経歴やスキル がより、社員の仕事に対するモチベー を受けてもらうことで、計画的な教育訓練を実 を受けてもらうことで、計画的な教育訓練を実 を受けてもらうことで、計画的な教育訓練を実 がます。在職者に対しても自身の経歴やスキル を判断する材料としていきます。

労働政策とのかかわりジョブ・カードと政府の戦略・

関が強く支援することを疑問に思われるかもし形成という本来は個人の課題に対して、公的機労働省がかなりの力を入れています。キャリアジョブ・カードの活用促進には、政府や厚生

図表 ジョブ・カード推進に関する制度・施策

2008年	ジョブ・カード制度創設・職業能力形成プログラム 策定・全国推進基本計画策定
2010年	新成長戦略
2011年	「ジョブ・カード制度新全国推進基本計画」策定
2012年	職業能力形成プログラムに公共職業訓練・求職者 支援訓練を追加
2013年	キャリアアップ助成金創設
2014年	専門実践教育訓練創設
2015年	企業内人材育成推進助成金創設・新ジョブ・カード 制度に移行
2016年	中高年齢者雇用型訓練創設・職業能力形成プログラム に追加
2018年	ジョブ・カード様式の改正

出典:第7回ジョブ・カード制度推進会議の資料を基に筆者作成

た。

「中国者300万人が目標として設定されました置づけられ、2020年までにジョブ・カードがれ、その推進策の一環としてジョブ・カードがする人々の労働市場への参加を促進」がうたわ

要性や生産性向上に向けた職業能力と職務の ランニングと職業能力の証明に重きが置かれた す。 化したことがあげられます。 マッチングなど、雇用や労働に関する課題が変 善される一方で、人生100年時代の長い職業 背景には、有効求人倍率を含めた雇用環境が改 様ともに現在のものに見直しが図られていま 年には新ジョブ・カードとしてコンセプト・仕 能力等の明確化を図る」ものとされ、2015 活を通じて活用し、 によりジョブ・カードが「学生段階から職業生 人生に代表されるキャリア・プランニングの重 2014年の「日本再興戦略」改定2014 従来の〝救済策〟から現在のキャリア・プ 自身の職務や実績・経験

7

子高齢化による労働力人口減少への対応策とし

「若者・女性・高齢者など潜在的な能力を有

2011年には政府の新成長戦略のもと、

少

いわれ目標達成には遠い状況にあります。 会を導入するなど普及に努めてきましたが、目標300万人に対して、2019年8月末時点で228万人(「キャリア形成支援策としてので228万人(「キャリアお成支援策としてので228万人(「キャリアルティングについて」 資料)といわれ目標達成には遠い状況にあります。

高齢者雇用とジョブ・カード

高齢者雇用とジョブ・カードには深いかかわ高齢者雇用とジョブ・カードには円滑な再就職活動を行えるように、本人の職務経歴や職業職活動を行えるように、本人の職務経歴や職業能力などの情報を記載した**求職活動支援書**を作成・交付しなければならないとされています。係シートをつけることで求職活動支援書として係シートをつけることで求職活動支援書として係の一下をつけることで求職活動支援書としての方があります。

労働者やフリーターなど職業能力形成の機会に

このころ社会問題として顕在化していた非正規

恵まれない人に対する〝救済策〟としてジョブ・

カード制度は創設されました。

考資料の抜粋で、ジョブ・カード関連制度につ

第フ回

ジョブ・カード制度推進会議」の参

いてまとめています。2008年を起点とし

す。図表は2018(平成30)年に開催されたといった観点からみると理解できるかと思いまれませんが、成長戦略や雇用政策とのかかわり

もよいのではないかと筆者は考えています。 高齢者雇用におけるメリットはより打ち出して でき、能力のミスマッチを防ぐことができます。 でき、能力のミスマッチを防ぐことができます。 でき、能力のミスマッチを防ぐことができます。 でき、能力のミスマッチを防ぐことができます。 でき、能力のミスマッチを防ぐことができます。 あ場合や、積極的に別の会社での再就職活動を また、同一の会社に定年退職後も再雇用されまた、同一の会社に定年退職後も再雇用されまた。

☆

次回は「役員」について取り上げる予定です。

株式会社グローセンパートナー 執行役員・ディレクター 吉岡利之

第16回

「役員」

人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れていない人には聞き慣れないような専門用語や、概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえておきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

役員の種類は法律によって異なる

役員とは何かを辞書でみると、

おおよそ

経

には、 社法によると、役員の種類は取締役のほか、 員の種類として最も一般的なのは取締役です 営の監督」、 **行規則**によると、これらに**理事・監事・**そのほ **計算規則**によると、**執行役**が加わります。さら 計などの計算に関する事項について定めた会社 **計参与・監査役**が定義されています。会社の会 が、役員の範囲は法律によって異なります。 け持つ幹部職員といった記載がみられます。 かこれらに準ずる者が加わります。 会社の組織・設立・運営管理などを定めた会 会社法の細かい取り決めをする会社法施 「業務執行」、 「会計監査」などを受 誌面の都合 会 役

られます。 のある用語だと思います。 おくとよいテーマについても触れていきます。 相当する地位として迎え入れられるケースもみ 持った高齢者が、 点からは、 か意外と整理されていません。高齢者雇用の観 のような存在でいかなる役割をになっているの れば必ず役員はいますし、だれしも聞いたこと 今回は役員について取り上げます。会社であ 今回は、役員の定義や種類、 大手企業の経営幹部や高度な技能を 中小規模の企業の役員または しかし、具体的にど 知って 上

- •取締役…経営や業務執行に関する意思決定割や設置条件をみていきたいと思います。上、株式会社の代表的な役員に絞って各々の役
- 円以上、または負債総額200億円以上の大 切に行われているかを調査し、不正があった 監査役…取締役の業務執行や会社の会計が適 執行役…取締役と役割を分離して、業務執行 設置は任意です。 場合は指摘したり止めたりする役割で、原則 します。 役は業務執行を行わず意思決定と監督に専任 み設置することができます。この場合、 **等設置会社**という特別な形態をとる会社にの 会社では設置が必須です。 に特化した役割をにないますが、 取締役と執行役の兼任も可能です。 ただし、 会社の資本金5億 指名委員会
- 確保を目的に設置することができます。す。監査役を置かない会社が会計の正確性の会計士や税理士の資格を持つ者が就任できま関する計算書類などを作成する役割で、公認関する計算書類などと共同して、会社の会計に

執行役と似て非なるもので**執行役員**を設置し れた役員ですが、執行役員には定めがあります れた役員ですが、執行役員には定めがありませ れた役員ですが、執行役員は設置も役割も会社が自 由に設定できます。当初は取締役の意思決定・ 監督と業務執行の役割を分離したアメリカ企業 監督と業務執行の役割を分離したアメリカ企業 が、現状では従業員の最高役職や、取締役候補 が、現状では従業員の最高役職や、取締役候補 が、現状では従業員の最高役職や、取締役候補

役員について知っておきたいテーマ

①**社外取締役** もっと身近な話題について述べていきます。 とこまで、複雑な話をしてきました。以降は

いうための存在が社外取締役です。例えば株式の上場会社など、経営の透明化がより求められる会社は設置が義務化されています。社外取締役を選ぶのも当該企業であるため、有効性に疑問が持たれることもありますが、例えば201倍(平成28)年の大手流通チェーンの、カリスマ、会長の退任には社外取締役です。例えば株式いったといわれて注目されました。

②役員の、役職名が

執行役員とセットで表記されることが多いでO(最高執行責任者)といった役職名をみたことがあるのではないでしょうか。こちらも法律とがあるのではないでしょうか。こちらも法律とがあるのではないでしょうか。こちらも法律とがあるのではないでしょうか。

責任者)あたりがよく使われます。

CFO(最高財務責任者)、CTO(最高技術になうのがCEOですが、このほかにCOOやす。例えば、経営の最高責任者としての役割を

③役員報酬

労金といった現金報酬のほかにストックオプ で設定されることが多く、他国と比べて低めの べ)。高額報酬者のうち外国人役員が多くを占 ションなどの株式報酬も含まれます。 お、ここでの役員報酬には給与・賞与・退職慰 が多くを占めています(東京商工リサーチ調 が、上位10人のうち日本人は3人と外国人役員 月14日時点では個別開示253社、544人と 名や具体的な報酬額の個別開示が義務とされて の役員については、有価証券報告書で役員の氏 水準になるなどの理由が背景にあります。な い、日本の役員の多くは社員との給与の連続性 ければ優秀な役員をグローバルから採用できな めるというのは例年の傾向で、高い報酬額でな いう状況です。最高額は18億8200万円です います。本稿執筆時の2021(令和3)年7 なります。上場会社でかつ役員報酬1億円以上 毎年6月から7月にかけて役員報酬が話題に

W A

は「時間外労働」について取り上げる予定です。 今回は「役員」について解説しました。次回

執行役員・ディレクター 株式会社グロ -センパ-

第17回

「時間外労働」

法定労働時間は労働基準法で定められた労働時

たは職場ごと)

に異なります。

これに対して、

社間で取り決められた労働時間で会社ごと(ま

人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れてい ない人には聞き慣れないような専門用語や、概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連 載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえて おきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

間で、 います める所定労働時間は、 例外として週4時間、 ならず、8時間以内で設定する必要があります。 定められた労働時間を超えた部分が時間外労 原則週40時間、 (労働者10人未満の商業、接客娯楽業等は 11日8時間が上限とされて 法定労働時間を超えては 1日8時間)。 会社が定

務といいますが、

この場合は法定時間外残業か

また、

2時から翌5時の間に働くことを深夜勤

もあり 長時間労働等で話題になりやすい身近な用語で き基準を設けた**労働基準法 (労基法)**で定められ 間外労働とは、 人々にとって一度は経験したことのある、 た労働時間を超えて働くことをさします。 が、 今回は**時間外労働**について取り上げます。 細かいルー ます。関連する用語もたくさんあります。 労働条件について最低限守るべ -ルがありわかりにくいもの 働く また 時

時 間外労働の種類は複数ある

図表を確認しながら進めていきます。 ここからは文章だけだとわかりにくい 文章中 の

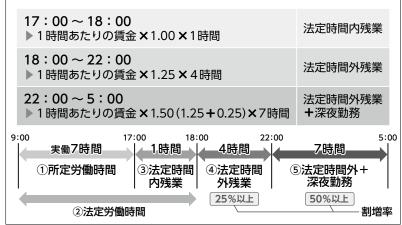
つに分かれます。 は**所定労働時間** 労働者が働く時間を労働時間といい、 ~⑤は**図表**に対応しています。 (①) と法定労働時間 所定労働時間は、 労働者と会 <u>②</u> 大きく の

1

つけられています。 働に該当しますが、 労働時間を**法定時間外残業** 法定時間内残業 労働時間から所定労働時間を引いた労働時間を 正しく押さえておく必要があります。 <u>③</u> 給与の計算も変わりますの 労働時間別に異なる用語が 法定労働時間を超えた <u>4</u> といいます。

図表 時間外労働の割増率

[所定労働時間が午前9時から午後5時(休憩1時間)までの場合]



出典:東京労働局「しっかりマスター労働基準法―割増賃金編」より筆者作成

に「残業」と呼ばれます。 こに**残業**とあることから、時間外労働は一般的つ深夜勤務(⑤)の状態となります。なお、こ

時間外労働には手続きが必要

もともと労働は最低限、法定労働時間内に終 対動させるには、会社と労働者の過半数で組織 労働させるには、会社と労働者の過半数で組織 する労働組合または過半数を代表する労働者代 表との間で36(サブロク)協定というものを結 び、所轄の労働基準監督署(労基署)に届け出 る必要があります。36協定とは労働基準法第三 六条に基づく「時間外・休日労働に関する協定」 をさします。労働基準監督署は、労働基準法な どを会社が遵守しているかを監督し、問題があ れば調査・指導する機関のことです。

本連載、第11回の「働き方改革」でも触れた本連載、第11回の「働き方改革」でも触れたるになりまり、労働者の健康管理、ワークライフバランは置づけられました。そこで、2019(平成位置づけられました。そこで、2019(平成4月)から、原則月4時間・年360時間の時4月)から、原則月4時間・年360時間の時4月)から、原則月4時間・年360時間の時4月)から、原則月45時間・年360時間の時200円でも触れたる。ただし、臨時的な特別な事情があって、本連載、第11回の「働き方改革」でも触れた

条項)、この場合も36協定が必要となります。45時間を超える労働が可能となりますが(特別外労働が年720時間以内などの制約のもと月会社と労働者が合意すれば年6カ月まで、時間

給与算定には注意が必要

ています。 賃金が必要となります。通常よりも多くの給与を払うことで、会社側には時間外労働の抑制、を払うことで、会社側には時間外労働の抑制、を払うことで、会社側には時間外労働の抑制、を払うことで、会社側には時間が働いた分については、基準

ため、 す。 場合には25%となります。法定時間内残業(③) える場合には50%、法定時間外残業かつ深夜勤 より高い割増率で支給することも可能です。 働時間を延長した分の給与を支給すれば足りま した結果のものであるため、割増せずに所定労 は会社が法定労働時間よりも有利な条件で設定 務 る給与の2%、法定時間外残業が月6時間を超 いのですが、法定時間外残業(④)は基準とな めがあります。また図表を確認していただきた どの程度を割増しするかは、労働基準法上定 (⑤) は50%、深夜勤務が所定労働時間内の なお、これらの割増率は最低ラインである 労働者のモチベーションなどを考慮し、

> という を超える期間できていない会社が散見されますが、ここでいう基準となる給与には家族手当・通勤手当・別居手当・子女教育手当・住宅手当・距離や家賃に比例して増減する支数や交通費・距離や家賃に比例して増減する支数や交通費・距離や家賃に比例して増減する支数や交通費・距離や家賃に比例して増減する支が正しく運用できていない会社が散見されますが正しく運用できていない会社が散見されますが正しく運用できていない会社が散見されますので、しばらく人事制度を見直してこなかった会社については、これを機会に細かくチェックしてみることをおすすめします。

時間外労働は、会社と労働者間の紛争にもなりやすいテーマです。時間外労働分の給与が支 になどが発行している資料などで、より詳細な確 度でみられます。厚生労働省や都道府県労働局 などが発行している資料などで、より詳細な確 認や弁護士や社会保険労務士等の専門家のアド ぶイスを受けて法令遵守をするとともに、そもの時間外労働をなくしていく全社的な取組 そもの時間外労働をなくしていく全社的な取組 をもの時間外労働をなくしていく全社的な取組

☆ ☆

次回は「休日・休暇」について取り上げます。 今回は「時間外労働」について解説しました。

第18回

「休日・休暇」

経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れてい 人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、 ない人には聞き慣れないような専門用語や、概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連 載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえて おきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

休日は労働の義務がない日

理解が深まると思います。

労働時間に関するテーマとなりますので、

前回

連載で取り上げた

「時間外労働」に引き続き、

明確に区別して使われている用語です。前回の も多いかと思いますが、実は労働基準法上では

の解説も思い起こしながら読んでいただくと、

ます。 らないと定められています※。ここでいう1日 日を超えて定められた休日のことで、会社が定 間で取り決められた法定外休日に分かれます。 掲載号発行の11月には勤労感謝の日といった国 に定めることで休日となります。例えば、本稿 と会社が労働条件について取り交わす労働契約 める労働条件などを記載した**就業規則**や労働者 します。これに対して、法定外休日とは法定休 とは午前0時から午後1時の4時間のことをさ 上、会社は労働者に必ず休みを与えなければな 法定休日と、法の定めではないが労働者と会社 法定休日は、週1日または4週間に4日以 休日とは、労働の義務がない日のことをさし 休日のなかでも労働基準法で定められた

> です。 休みとなります。このため一般的には祝日=休 ていなければ休みにはならないというのが基本 必ずしも休みではなく、法定外休日として定め るため公立の教育機関や行政機関は基本的には みと認識されていますが、会社において祝日は 民の祝日がありますが、 法律上は休日に該当す

語としても違いを意識せずに日常的に使うこと

日と休暇は、

休むという行為に違いはなく、

用 休

今回は休日・休暇について取り上げます。

もしれません。 みの会社が多いのはなぜかという疑問がわくか 休日のみ付与すればよいのに、土日+祝日が休 さて、この内容だけだと会社は週1日の法定

ます。 ビス業などを除いてこのような運用をする会社 これに週2日の休みを乗じて端数を切り上げる 間に達してしまいます。この時点で週2日休み 閆 が多くあるのが実際のところです。 ります。このため、土日・祝日が稼ぎどきのサー なりますので、 休みとすれば、年間休日は基本的に120日と す。この日数を個別に休日を指定すると管理が 合 複雑になりますが、土日+祝日(年間16日) と最低で年間105日は休みが必要となりま が基本となります。1年間が365日とした場 これは前回解説した法定労働時間が1日8時 1年間に約5・1週あることになります。 1週40時間と定められていることが関係し 1日8時間労働した場合、5日で週4時 法律上の要件を超えることにな

休日の労働には注意が必要

本来、労働の義務のない日に労働させるには中定の手続きが必要です。休日労働が必要な理由や労働させることのできる法定休日の日数を明記した36協定を会社と労働者間で結び、労働させることはできません。次に法定休日に労働させた場合、その時間に応じて35%の割増賃金が必要となります。ここで複雑なのが、法定外休日は法定時間外残業扱いとなるため25%の割増となる点です。土日が休日で法定休日に労働替となる点です。土日が休日で法定休日に労働けるさせた場合、その時間に応じて35%の割増したる点です。土日が休日で法定休日が労働をせた場合、その時間に応じて35%の割増となる点です。土日が休日で法定休日が別間であると35%の割増となります※。

休日の代わりに別途休みを付与することで対応することも可能です。**振替休日と代休**です。 原生労働省の解説を引用すると、振替休日は、「予め休日と定められていますが、給与の割増さのかわりに他の労働日を休日とする」ことをそのかわりに他の労働日を休日とする」ことをいいます。代休は、「休日労働が行われた場合に、その代償として以後の特定の労働日を休みとする」ものです。大きな違いは振替休日の場とする」ものです。大きな違いは振替休日の場とする」ものです。大きな違いは振替休日の場とする。

休暇は労働が免除される日

さて、次に休暇についてみていきたいと思いさて、次に休暇についてみていまず。 休暇とは、本来は労働の義務がある日ですが、一定の条件に該当する場合に免除される年記のことを指します。 簡単にいえば、これまで日のことを指します。 簡単にいえば、これまでは、一定の条件に該当する場合に免除される

得が可能となります。

減)、労働者が休暇取得を申し出た際に、会社は、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障は、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障は、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障は、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障の通り、取得しても給与は支払われます。半年の通り、取得しても給与は支払われます。半年の当務で年20日間の日数が付与されます。これは正社員・パート社員関係なく付与されます。の労働日数や労働時間が短い場合、付与されます。当時では、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障は、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障は、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障は、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障は、心身の疲労を回復しめとりある生活を保障は、心身の疲労を回復しめといる体験で代表的なもの

協定により年間5日の範囲内で時間単位での取19(平成1)年より年次有給休暇が10日以上19(平成3)年より年次有給休暇が10日以上季を指定することにより年次有給休暇を確実に季を指定することが義務づけられました。なお、東得させることが義務づけられました。なお、は取得時季の変更を申し出ることはできますは取得時季の変更を申し出ることはできます

どがあります。会社が指定する休暇であるた ポイントとなってきています。 康を維持して生産性高く働いてもらうために、 るなか、採用競争力や社員の定着率を高め、 年齢層の労働者が今後も増加していく傾向にあ 重視する労働者が増えてきています。また、高 暇などさらに充実させている会社もあります。 復などを目的に付与されるリフレッシュ休暇な 始休暇、お祝いごとやお悔やみごとなどがあっ 法定以上の休日・休暇をいかに充実させるかが ンスの浸透により給与と同等以上に労働条件を め、これらがない会社もありますし、誕生日休 た際の慶弔休暇、年次有給休暇以外に心身の回 時期に比較的長い休みを取る夏季休暇や年末年 近年は、働き方改革やワーク・ライフ・バラ 法令で定められていない休暇については、一定

次回は「**就業規則**」について取り上げます。

株式会社グローセンパートナー 執行役員・ディレクター 吉岡利之

第19回

「就業規則」

人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れていない人には聞き慣れないような専門用語や、概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえておきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

き基準を定めた**労働基準法**により、常時10人以

就業規則は、

労働条件について最低限守るべ

届出義務が生じます。これは、 時10人以上の労働者がいれば就業規則の作成 舗を有している企業については、 作成する必要があります。 る業務が行われている単位である**事業場**ごとに 含む)単位でなく一定の場所において、関連す た、勘違いされやすい点ですが、企業(団体等 作成・届出義務がある点に注意が必要です。ま ていても通常はおおよそ10人に達する場合には アルバイトなども含まれ、一時は10人を下回っ います。ここでいう労働者にはパートタイムや 轄の労働基準監督署への届出が義務づけられて 上の労働者を使用している事業場での作成と所 例えば、 事業場ごとに働 単位ごとで常 営業所や店

き方が異なるケースがあり、働きの実態に沿っ

就業規則の作成・届出が必要な対象

たルールが必要との考えに基づくものです。 たルールが必要との考えに基づくものです。 た、労働者がいつでも、労働者の双方が守るべき する前に、事業場の労働者の過半数で組織する する前に、事業場の労働者の過半数で組織する が動組合または労働者の過半数を代表する労働 を定められています。なお、サーバーやWEB 上にデータで就業規則を管理し、労働者が各人 のでカなどによって周知することも労働基準法 で定められています。なお、サーバーやWEB 上にデータで就業規則を管理し、労働者が各人 ので力などによって周知することも労働基準法 で定められています。なお、サーバーやWEB 上にデータで就業規則を管理し、労働者が各人

就業規則に記載する内容

められるかといえばそうではありません。大前をいっても、実務上は企業単位で可能な範囲は共通化して、事業場ごとに違いを持たせざるを得ない部分について、個別の内容を記載しているケースが多くみられます。では、企業が正めたルールがすべて就業規則にはどのような内容を記載す次に、就業規則にはどのような内容を記載す

か することは問題ありません。 週休2日や夏季休暇を付与する旨を記載するな 則に記載したところで無効となります。 ない月があるといったような定めをして就業規 しなければならないと労働基準法上定められて 解説したように、少なくとも毎週1日の休日 でないといけません。例えば前回 提として法律、 いますが、当社は業務過多なので休日を付与し 法律以上に労働者に有利になる内容を記載 4週間を通じて4日以上の休日を必ず付与 特に労働基準法を遵守した内容 (11月号) で 逆に、

ばならない**絶対的必要記載事項**と、当該事業場 準法上で定められています。 定年を八歳とする例 います。 分かれるものについては、複数例が列記されて 載されています。また、決めごとにより内容が 事項についての文例とその解説がていねいに記 労働基準局) **業規則** (2021 (令和3) 年4月 正しいかどうか判断に迷う場合には、 業規則を作成する際や自社の就業規則の内容が 要については図表をご確認ください。 **相対的必要記載事項**に分かれます。 で定めをする場合には記載しなければならない 就業規則に記載すべき内容についても労働基 例えば高齢者雇用については、 の活用をおすすめします。 例 2 必ず記載しなけれ 定年を65歳とし 厚生労働省 これらの概 新たに就 モデル就 各記載 例1

> その後希望者を継続雇用とする例といったよう に複数例示されています

り出すことができます。賃金規程や育児・介護 る必要があります。 の労働者が適用される就業規則を作成・ いにより労働条件が異なる場合には、それぞれ も就業規則と同様の扱いとなります。 休業規程などが代表的ですが、 知や管理しやすい場合には、 大になる場合や、 (ートタイムやアルバイトなど、 就業規則にすべての内容を記載すると量が テーマごとに分けたほうが 別の規程として切 名称が異なって 雇用形態の 届出す また、

۱۴

就業規則は非常に重要

が多くありますが、

就業規則を変更することで

縮や就業場所の多様化などを検討している企業

絶対的必

安記載事項

実現が可能となります

則を見直すことで労働者の労働環境の向上につ ラブルの防止につながる点です。 ながる点です。 を埋めることができます。 成し理解を求めれば、 なる場合がありますが、 後再雇用では労働時間や給与水準が定年前と異 しっかり行うことにより使用者・労働者間のト はありません。一つは就業規則の記載と周知を きましたが、 冒頭で就業規則は 法律で定められているからだけで 働き方改革により労働時間の 「非常に重要な存在」 処遇に関する認識の違い 定年後再雇用規程を作 もう一つは、 例えば、 就業規 定年 と書

上げます

次回は

「**ワークシェアリング**」について取り

を検証、更新していくことも重要な取組みです。 社会保険労務士などの専門家を交えながら内容 められる記載内容も変化しています。

定期的に

書面での周知の必要が生じるなど時代により求 の方針や対策について就業規則に記載するなど けるパワーハラスメント対策が義務化され、

そ

もありますが、2020年6月1日より職場にお

何年も就業規則を見直していないという企業

就業規則に記載すべき内容 図表

- 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並び に交替制の場合には就業時転換に関する事項
- 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り 及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- 3 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

退職手当に関する事項

- 臨時の賃金(賞与)、最低賃金額に関する事項 食費、作業用品などの負担に関する事項
- 安全衛生に関する事項 職業訓練に関する事項
 - 災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項 表彰、制裁に関する事項
 - その他全労働者に適用される事項

出典:厚生労働省「リーフレットシリーズ労基法89条」

吉岡利之 執行役員

第20回

「ワークシェアリング」

人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れてい ない人には聞き慣れないような専門用語や、概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連 載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえて おきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

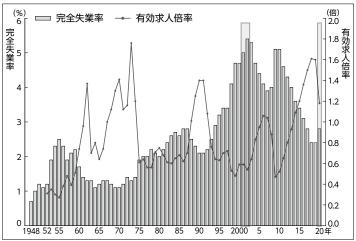
別できます。 ŧ 化しています。 ③雇用創出型、

さまざまな目的があったワークシェアリングには

られています。目的については、①雇用維持型 くの労働者の間で分かち合うこと」と定義づけ させることを通じて、 研究報告書」に記載されています。ここでは が発表した「ワークシェアリングに関する調査 ついては、2001 「ワークシェアリングとは、雇用機会、労働時 (緊急避難型)、②雇用維持型(中高年対策型): ワークシェアリングの具体的な定義・目的に 実現までの時間軸という観点から二つに大 賃金という三つの要素の組み合わせを変化 ④多様就業対応型の四つに類型 この四つは密接に関連しつつ (平成13) 一定の雇用量を、 年に厚生労働 より多

ですが、解説していきたいと思います。 いますので、本稿の連載名の通り、いまさら、 いえます。考え方自体は現在も継続して残って この用語を使う必要がないくらい定着したとも 近はあまり耳にすることがありません。あえて です。この用語は20年前に広まりましたが、 ます。ワークシェアリングとは文字通り、 今回はワークシェアリングについて取り上げ (仕事) をシェア (分かち合う) という意味 ワー 、 最

1948年~2020年 年平均 図 完全失業率、有効求人倍率



出典:「早わかり グラフでみる長期労働統計」(独立行政法人労働政策研究・研修機構)

短期的な課題への対応

壊後の経済状況の悪化を受けて、**有効求人倍率** 完全失業率 示された2001年は、 を見ていただきたいのですが、 短期的な課題への対応が主となっています。 (求職者に対する求人数の割合) まずは、 ①②の雇用維持型ですが、これらは (15歳以上の働く意思をもった労働 いわゆるバブル経済崩 先の報告書が提 が0・ 59 図

は、 間の短縮分の労務が提供されていなかったとし が、企業内に在籍している社員の雇用維持でし れている時期でもありました。この状況下で、 議しながらともに推進していくことで合意し 者団体連盟(使用者側)と日本労働組合総連合 行われていました。この点を含めて、日本経営 る企業の財務状況の悪化を防ぐために、業務時 で分かち合うというものでした。雇用維持によ 在すでに雇用されている者同士(特に正社員) た。この対策としてのワークシェアリングは、 喫緊に対応しなければならないとされていたの 労働者が多いという**雇用過剰感**が企業から叫ば した。業務上必要な労働者よりも雇用している の割合)が5・0%と雇用環境が厳しい時期で **力人口**のうち、職がなく求職活動をしている人 一人あたりの業務量や業務時間を減らして、現 (労働者側)で議論・検討し、2002年に ワークシェアリングについては、労使で協 ノーワークノーペイ分の給与の削減なども

則] を発表しています。 「**ワークシェアリングの取り組みに関する5原**

中長期的な課題への対応

つの類型のうち、③雇用創出型、④多様就業対応次に、中長期的な課題への対応ですが、先の四

下の男性が労働者の中心であり、このままでは が、少子高齢化にともなう生産年齢人口 (満15歳 型が該当します。先の雇用過剰感があった時期 述の報告書や5原則にも記載されています。 態にかかわらない公正な処遇の実現などが、先 策として、時短や多様な働き方の推進、雇用形 アリングで実現しようとしています。その実行 で生産性の向上を図っていくことをワークシェ 体のなかで労働時間や業務量を分かち合うこと 者を含めて労働者の対象を増やし、労働市場全 は労働力として取り込みにくかった女性や高齢 ました。そこで、時間や労働環境の制約で従来 将来的に人手不足になることが問題視されてい により時間的な制約を受けないとされる6歳以 働き方が可能なのは、特に出産・子育て・体力等 いわゆる正社員的な働き方でした。このような 業あり・全国転勤あり・職務の制限なしといった ています。当時主流だったのはフルタイム・残 方策としてワークシェアリングが位置づけられ 以上66歳未満の人口)の減少へ対応するための と同時に提唱されているのが興味深いのです

ワークシェアリングの取組み現在も継続している

ロナウイルス感染症の影響で経済的に打撃がさて、現在に目を向けてみましょう。新型コ

進しているともいえます。 てしながらの就労や高齢者の就労機会、フルタ といったように、具体的な施策として取り組ま 革や高齢者の雇用義務化、同一労働・同一賃金 しています。中長期的な課題で解説した文脈を 出型、④多様就業対応型については現在も継続 ては現在話題にあがることはほとんどありませ は40・7%に対して、過剰な企業は13・6% (「人 8%、2021年の正社員が不足している企業 点でも、有効求人倍率1・18倍、完全失業率2 あったといわれている2020(令和2)年時 題提起されていたことが実現に向けて着々と前 とめられる社会となっているため、20年前に課 イム以外の働き方などはあたり前のように受け れています。道半ばの部分もありますが、子育 しれませんが、本連載でも取り上げた**働き方改** 目にしたことがあるとお気づきの方もいるかも ん。一方で、中期的な課題に分類した③雇用創 短期的な課題に分類した①②雇用維持型につい 環境が大きく異なります。この状況を反映し、 ンク(2021年7月調査)と20年前とは雇用 手不足に対する企業の動向調査」 帝国データバ

☆

げます。
しました。次回は「**戦略人事**」について取り上
今回は「ワークシェアリング」について解説